

公務員宿舎伊丹住宅（仮称）（ 期）整備事業に係る  
設計及び建設に関する要求水準書（特記）

平成20年10月

財務省近畿財務局

## 公務員宿舍伊丹住宅（仮称）（ 期）整備事業に係る設計及び建設に関する要求水準書（特記）

本書は公務員宿舍伊丹住宅（仮称）（ 期）整備事業における所在、土地、その他本事業固有の条件等を記載したものであり、別途定める「公務員宿舍整備事業に係る設計及び建設に関する要求水準書（標準）」に優先し適用する。

|    | 区分    | 項目              | 仕様・内容  |
|----|-------|-----------------|--|
| 1  | 設計・計画 | 開発協議            | ・伊丹市との事前協議により、本事業は開発行為にあたらぬとの回答を得ているが、市との協議の上、必要な手続きは、基本的に選定事業者において行うこととする。  |
| 2  | 設計・計画 | 公園整備            | ・公園は、本事業計画地（ 期）の3%以上の面積を整備すること。但し、伊丹市への帰属はしない。<br>・配置については、東側歩道整備と合わせ地域の接点となるように配慮する。  |
| 3  | 設計・計画 | 消防水利            | ・防火水槽（100㎡）を2基設置する。<br>・消火栓（私設）は、敷地内道路付近に防火対象物から100m以内毎に1基設置する。<br>なお、詳細については伊丹市消防局と協議を行うこと。   |
| 4  | 設計・計画 | 消防活動空地          | ・消防活動空地は、開発行為に伴う消防水利等の指導基準の規定により確保すること。<br>なお、詳細については伊丹市消防局と協議を行うこと。   |
| 5  | 設計・計画 | 上水道設備（給水負担金等）   | ・財務局が保有する既得権と相殺できる為、給水負担金は不要である。<br>なお、詳細については伊丹市水道局と協議を行うこと。  |
| 6  | 設計・計画 | 上水道設備（給水、検針方法等） | ・給水方式は直結増圧方式とする。なお、詳細については伊丹市水道局と協議を行うこと。  |
| 7  | 設計・計画 | 排水設備（雨水・下水）     | ・下水放流先は、基本的には東側公共下水管に接続すること。<br>なお、詳細については伊丹市下水道建設課と協議を行うこと。<br>・雨水は敷地内横断の水路へ放流することができる。<br>・雨水流出抑制を実施すること。（目標値360t/ha以上）            |
| 8  | 設計・計画 | 電力・通信の引き込み      | ・電力・通信の引き込みは、構内柱による架空配線を原則とする。   |
| 9  | 設計・計画 | 桜並木の保存          | ・敷地内桜並木の保存に努め、建設工事に際しては最小限の伐採とする。  |
| 10 | 設計・計画 | 敷地東側緑道          | ・敷地東側金岡雨水幹線沿いの市道に沿って緑豊かな歩道の整備を行う。<br>なお、詳細については伊丹市みどり公園課と協議を行うこと。  |
| 11 | 設計・計画 | フェンス            | ・既存フェンスは全て撤去し、敷地東側緑道部を除く敷地外周及び水路周りにフェンス(H = 1.8m)を新設すること。<br>・敷地東側緑道部は植栽にて、敷地内に容易に人が立ち入れない構成とすること。<br>・ 期工区間は工事用仮囲いを設置し、工事完了後撤去すること。 |
| 12 | 設計・計画 | 工作物撤去           | ・「付属資料-5.工作物撤去図」にて図示された既存物(地下埋設構造物、舗装、フェンス、樹木、雑草雑工作物等)について、必要に応じ本工事にて撤去する。   |

(補足事項) 1.要求水準書（標準）（特記）に記載の無い項目、仕様・内容については、「伊丹市宅地開発等指導要綱」および「伊丹市一団地の総合的設計制度等の認定要領」の規定によるものとする。